第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 8 第 1 項の規定に基づく環境影響評価方法書についての経済産業大臣の勧告（令和 6 年 9 月 19 日　20240328 保第 20 号）は、次のとおりである。

なお、方法書に対する経済産業大臣の勧告と事業者の対応は、表 7-1 のとおりである。

経済産業省

20240328保第20号
令和６年９月１９日

日本風力エネルギー株式会社
代表取締役　ラウル・リエンダ・セビージャ　殿

経済産業大臣　齋藤　健

日本風力エネルギー株式会社「（仮称）三戸風力発電事業　環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和６年３月２８日付けで届出のあった「（仮称）三戸風力発電事業　環境影響評価方法書」について、電気事業法第４６条の８第１項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施することを求める。

また、同条第３項の規定に基づき、青森県知事からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施に当たっては、これを勘案されたい。

別紙

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1．対象事業実施区域及びその周辺では、モリアブラコウモリ、ヤマコウモリ、コヤマコウモリ等の生息が確認されていることから、専門家の助言を踏まえ必要に応じて調査の追加や見直しを検討するとともに、動物の調査に当たっては、適切な調査地点及び時期を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

2．魚類の調査について、対象とする種の特性も踏まえ、適切な調査時期を設定すること。

3．植物の調査に当たっては、適切な踏査ルート設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

4．景観の調査について、樹木の繁茂期及び落葉期等を考慮する等、適切な調査時期を設定すること。

表 7-1　方法書に対する経済産業大臣の勧告と事業者の対応

経済産業大臣の勧告	事業者の対応
1. 対象事業実施区域及びその周辺では、モリアブラコウモリ、ヤマコウモリ、コヤマコウモリ等の生息が確認されていることから、専門家の助言を踏まえ必要に応じて調査の追加や見直しを検討するとともに、動物の調査に当たっては、適切な調査地点及び時期を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	コウモリ類について、専門家のご助言を踏まえ、追加で風況観測塔における音声モニタリング調査を春季から秋季にかけて連続で行う計画といたしました。また、捕獲調査及び夜間踏査調査でもご助言を参考に出現状況を踏まえながら秋季、春季、夏季に調査を実施いたしました。これらの調査結果を踏まえ、適切な予測及び評価となるよう努めました。その調査手法、予測及び評価結果については、「第 10 章　環境影響評価の結果 10.1.4 動物」に記載いたしました。
2. 魚類の調査について、対象とする種の特性も踏まえ、適切な調査時期を設定すること。	魚類の調査に当たっては、専門家のご助言を踏まえ、方法書の計画に秋季調査を追加し、秋季、春季、夏季の 3 季に調査を実施いたしました。その調査手法については、「第 10 章　環境影響評価の結果　10.1.4 動物」に記載いたしました。
3. 植物の調査に当たっては、適切な踏査ルート設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	植物の調査に当たっては、植物相調査において、風力発電機の設置予定地及び改変区域を網羅するように踏査ルートを設定し、秋季、春季、夏季の 3 季に調査を実施いたしました。植生調査においても、各群落に調査地点を設定し、秋季、夏季の 2 季に調査を実施いたしました。これらの調査結果を踏まえ、適切な予測及び評価となるよう努めました。その調査手法、予測及び評価結果については、「第 10 章　環境影響評価の結果　10.1.5 植物」に記載いたしました。
4. 景観の調査について、樹木の繁茂期及び落葉期等を考慮する等、適切な調査時期を設定すること。	景観の調査に当たっては、樹木の繁茂期及び落葉期等を考慮した現地調査を行い、風力発電機の視認性がより高い時期の写真を用いました。その調査手法、予測及び評価結果については、「第 10 章　環境影響評価の結果 10.1.7 景観」に記載いたしました。